

第3章 施策展開

1 区のめざす姿

区では、本計画により子どもの貧困対策を推進するに当たって、区の「めざす姿」を次のとおり定めました。

区のめざす姿

子どもたちの現在および将来が
その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、
地域力²⁷を活かし
必要な環境整備と教育の機会均等²⁸を図り、
孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう
一人ひとりが夢や希望を持ち、
未来を切り拓く力を身につけることをめざします

明日を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子、子からさらに次の世代へと世代を超えて連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖²⁹」につながらないように、対策を総合的に推進することが何よりも重要です。

区は、子どもたちが誰一人取り残されることがないよう、一人ひとりが夢や希望を持ち、笑顔で未来を切り拓いていけるように、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちの必要とする機会が開かれている地域社会の実現をめざします。

また区は、子どもの貧困を地域共通の課題として捉え、必要な支援が行き届くよう、地域力を活かし、この間に醸成した社会的包摂の考えを原動力にし、さらなる貧困対策の取組みを力強く推進します。

²⁷ 「地域力」とは、区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPO など様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力と定義します（「大田区基本構想」より）。

本計画においてはこうした考え方にに基づき、互いを認め、助け合うことにより、子どもたちが未来を切り拓いていける地域社会の実現をめざします。

²⁸ 本計画においては、学校教育だけでなく、家庭教育や地域での経験・体験などを含め「子どもの成長に必要なすべての学び」の機会を提供することをめざします。

²⁹ 子供の貧困対策に関する大綱では、「子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である」としています。

2 計画の基本的考え方

区のめざす姿を実現するため、第1章及び第2章で把握した現状と課題を踏まえて、以下の4つの視点を掲げ、本計画を推進していきます。

視点1 家庭、学校、地域、行政が「気づき・見守る」体制をつくる

相対的な貧困の状態に置かれ、支援が必要な子どもたちは、外からは「見えにくい」と指摘されています。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、学校、地域や行政が社会的包摂の考えのもと気づき・見守る体制づくりに連携して取り組むことが大切です。地域における支援者のネットワーク強化を進め、子どもと保護者の孤立を防ぎ、地域社会との関わり・参加の機会を身近に感じられる環境を整えるための視点です。

視点2 妊娠・出産期から社会的自立までを「切れ目のない支援」でつなぐ

子どもたちの成長には、一人ひとりの成長段階に応じた支援が重要です。特に、支援が届かない又は届きにくい複合・複雑化した課題を抱える世帯に対しては、多様な支援ニーズを捉えて支援することに取り組むことが大切です。子どもの生活や成長を権利として保障し、子どもたちの健やかな成長を制度の狭間に陥ることがないように切れ目なく支援するための視点です。

視点3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」

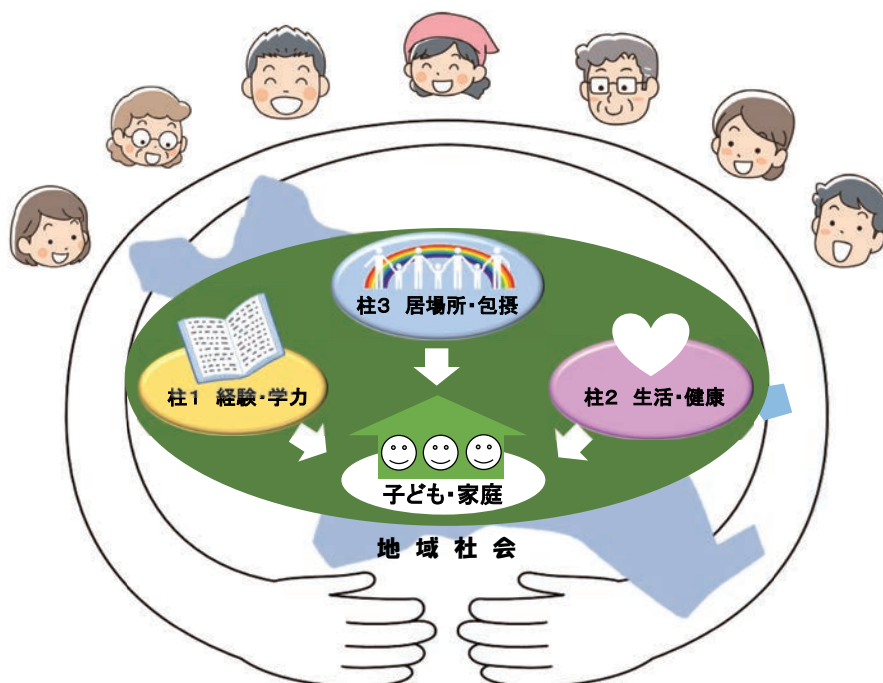
子どもの貧困対策には、親世代の受けた困難な状況が世代を超えて子どもに引き継がれてしまう、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るための支援が重要です。そのためには、子どもの学習支援や自己肯定感を高め、生きる力につながる活動への支援及び生活困窮家庭などの支援を必要とする家庭への生活安定のための支援に取り組むことが大切です。子どもたちがその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って現在から将来にわたり力強く歩んでいく力を育むための視点です。

視点4 子どもの最善の利益を尊重した「包括的支援体制」をつくる

子どもの貧困は、子どもの成長に必要な学びや体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況を生み出します。子どもたちの無限の可能性を狭めることのないよう、子どもの意見を尊重し、子どもが安全・安心に地域で暮らせるよう、居場所づくりや信頼できる人に相談できる包括的な支援体制を整備することが大切です。区と地域が連携し、重層的に支援を展開するための視点です。

3 施策の柱

令和4年度からの第2期計画においても、第1期計画の「経験・学力」、「生活・健康」、「居場所・包摂」の3つの柱を継承しつつ、より実効性の高い施策を展開し、子どもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

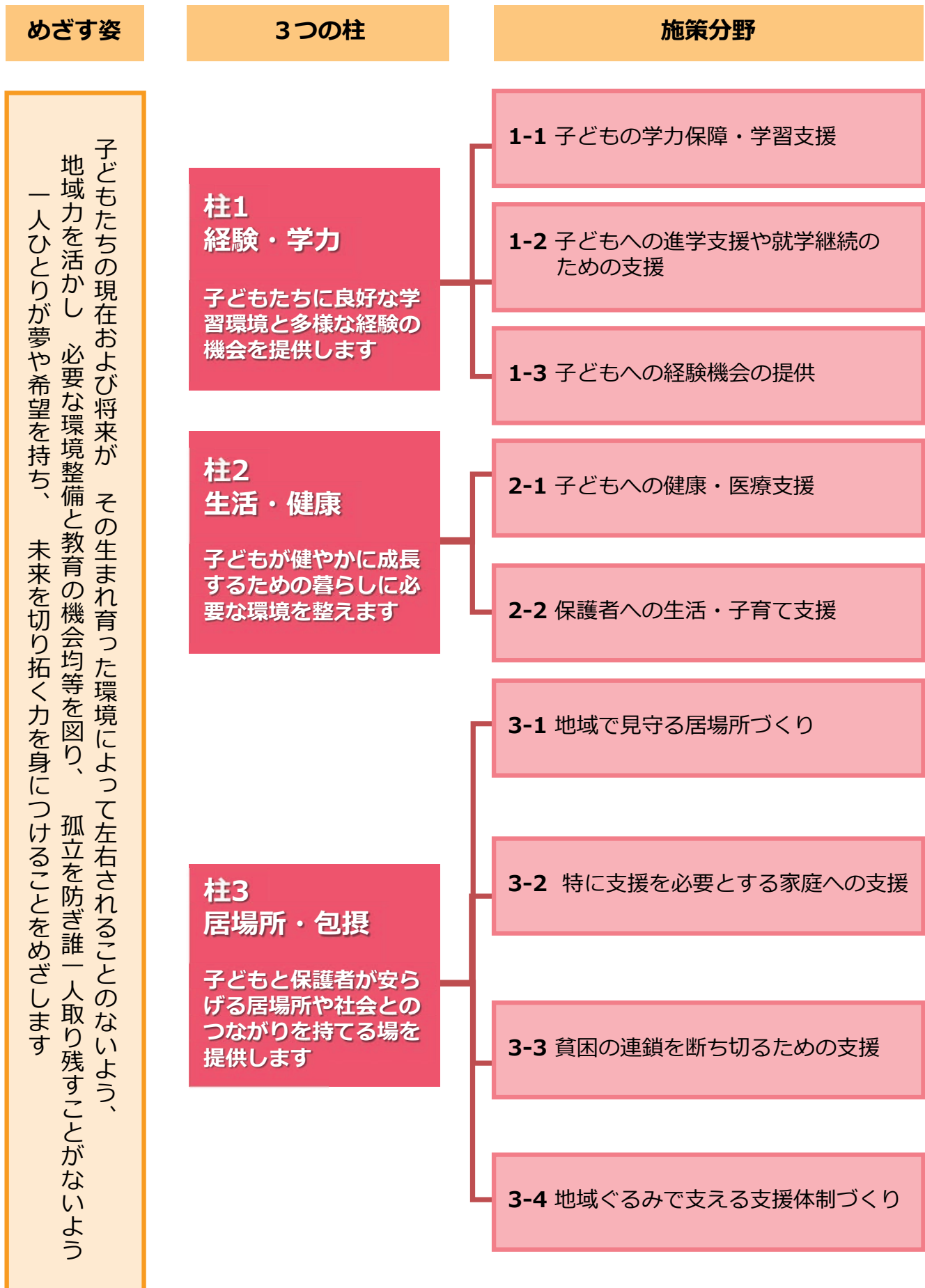


「**経験・学力**」の柱では、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

「**生活・健康**」の柱では、暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開し、そのため子ども分野の人材育成にも取り組みます。子どもと保護者の心身の健康を支えることをめざします。

「**居場所・包摂**」の柱では、子どもと保護者が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会において、すべての子どもを温かく包み込むような支援（社会的包摂）が広がっていくよう、区民の皆様へ本計画の理念をご理解いただけるよう努めます。また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して子どもの貧困対策を推進していく地域づくりの推進をめざします。

4 施策体系



施策小分類

- ① 学校教育を中心とした学力保障
- ② 学校と地域が連携した学習支援
- ③ 幼児教育の推進
- ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実

- ① キャリア教育
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 特に支援が必要な子どもへの支援

- ① 生きる力を育む活動・体験機会の充実
- ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実

- ① 妊娠期から子育て期への切れ目ない健康支援の推進
- ② 子どもの医療に関する支援の推進
- ③ 子どもの栄養確保、食育の推進

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 保護者の養育力の向上の支援
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 相談支援に関わる専門的人材の育成

- ① 子どもの居場所づくりの推進
- ② 子育て家庭の居場所づくりの推進

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 障がいのある子どもへの支援
- ④ 外国につながる子どもへの支援
- ⑤ 不登校・ひきこもり状態にある子どもへの支援
- ⑥ 虐待を受けた子どもへの支援
- ⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援

- ① 就労支援
- ② 進学支援

- ① 区の包括的支援体制の構築
- ② 地域活動団体の活動推進のための支援
- ③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進
- ④ 地域における支援者の確保・育成
- ⑤ 普及・啓発

5 計画の指標

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困対策に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、施策の検証・評価を行います。

これらの指標を活用し、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策の見直しや改善に努めます。

| | 番号 | 指標 | 目標 | 概要 | 直近値 (令和2年度) |
|----|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 柱1 | 1 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | | 不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標 | 4.32% |
| | 2 | 大田区学習効果測定(中学3年生数学)の期待正答率を上回った生徒の割合 | | 大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を測る指標 | 67.0% |
| | 3 | 「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合 | | 区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標 | 75.0% ※1 |
| 柱2 | 4 | ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率 | | 就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標 | JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14% |
| | 5 | 妊娠届出者に対する面接を行った割合 | | 子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標 | 91.2% |
| | | すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率 | | | 97.7% |
| | 6 | 産後家事・育児援助事業(ぴよぴよサポート・にこにこサポート)延べ利用者数 | | 支援が必要な子育て家庭の育児不安や孤立感を軽減し、家庭内のリスクを予防する取組みの利用状況を計る指標 | ぴよぴよサポート 138人 (R2.10開始) ※2 |
| 7 | 区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合 | | 歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成長環境を示す指標 | 13.97% | |

| | 番号 | 指標 | 目標 | 概要 | 直近値 (令和2年度) |
|--------|----|--|--|--|-------------------------------------|
| 柱 3 | 8 | 不登校の児童・生徒（小・中学生）のうち、相談指導等を受けていない児童・生徒の割合 |  | 将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の相談指導等の状況を把握する指標 | 小学生 15.8% 中学生 18.0% |
| | 9 | 児童館・中高生ひろばの年間延べ利用者数 |  | 子どもたちの安全・安心な居場所であり、交流・活動ができ、相談支援が受けられる児童館や中高生ひろばの利用状況を把握する指標 | 児童館 463,761人 中高生ひろば 3,041人 |
| | 10 | 将来の夢や目標があると回答した子どもの割合（小・中学生） |  | すべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されことなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる社会の実現に取り組むための間接的な指標 | ※3 |
| | 11 | 本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数 |  | 子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標 | 団体・拠点数 96 |

※1 国調査が未実施のため、区独自調査の参考値

※2 にこにこサポートは、令和3年度から実施する事業です。

※3 令和2年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等から実施されませんでした。

6 掲載事業の見方

次のページから、3つの柱に沿って子どもの生活応援に関連する区の事業を掲載しています。掲載している事業の見方については、以下のとおりです。

■重点事業

本計画では、推進会議等を活用して施策の進捗状況や効果を検証・評価し、施策の見直し・改善の効果をより高めることをめざし、各年度における重点事業を定めています。

※重点事業は、本計画期間内においても、年度によって変更となる可能性があります。

7 柱1 経験・学力

1-1 子どもの学力保障・学習支援

子どもの基礎学力は一定程度定着がみられますが、より一層の向上を図り、学力保障や学習支援の取組みを進めます。

すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障のほか、学校と地域が連携した学習支援、就学前の幼児教育、特に支援が必要な子どもを対象とした学習支援を行います。

① 学校教育を中心とした学力保障

ICTの活用により、すべての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を確保できるよう支援します。また、子どもの基礎的な学力が保障されるよう、補習教室の実施や習熟度別少人数指導の推進などにより、学力向上に向けた取組みを行います。

重点事業

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 1 ICT教育の推進 | 児童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長をめざし、電子黒板やタブレット端末などのICT機器を積極的に小・中学校の授業に活用します。 | 指導課 |

■★マーク

第1期計画からの施策体系の見直しなどに伴い、本計画から新たに掲載する事業です。

■★マーク

令和4年度から新たに開始する事業です。

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 14 ★国際交流団体ボランティア日本語教室 | 国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口などで団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。 | 国際都市・多文化共生推進課 |
| 15 おおたこども日本語教室 | 日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。 | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会） |
| 16 ★外国につながるのある小学生のための学習支援教室 | 外国につながるのある小学生を対象とし、国際都市おおた協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。 | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会） |
| 17 日本語学級 | 学習言語の習得のため、東京都の認証を受けて設置した日本語学級において通級による指導を行います。区立小・中学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒のうち、日本語初期指導修了程度の日本語能力を有する方を対象とした事業です。 | 学務課 |
| 18 日本語特別指導の充実 | 外国につながるのある世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、80時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。 | 指導課 |
| 19 稲谷中学校夜間学級 | 様々な事情で義務教育を修了できなかった方が、理解や習熟の程度に応じて編成したクラスにおいて中学校教育の学習をする場として、東京都の許可を受けた夜間学級を設置運営します。15歳以上で義務教育を修了していない方、事情により実質的に義務教育を受けられなかった方を対象とした事業です。 | 指導課 |
| 132 つばさ教室【再掲】 | 不登校になっている児童・生徒が学校生活に適應できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。 | 教育センター |

■【再掲】マーク

事業内容が複数の施策小分類に関連する場合、主たる位置づけとは異なる箇所に掲載している事業には、事業名に【再掲】のマークを付けています。事業番号は、主たる位置づけの番号を用いています。